

01 職務・組織

02 議員

03 本会議

04 委員会

05 会期日程

06 請願・陳情

07 議会活動

08 議員報酬・予算

09 議会事務局

10 沿革

11 議事堂

〈おことわり〉

本文中に特に記載がない場合、令和4年3月1日時点の情報を掲載しています。



## 沖縄県議会

OKINAWA Prefectural Assembly

昭和47年5月15日 設置

議長 赤嶺 昇（あかみねのぼる）

副議長 仲田 弘毅（なかだひろき）

議員 48名

任期 令和2年6月25日から4年間

県民福祉の向上と  
県勢の発展を目指して

県議会は、二代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、県民を代表する機関として、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組みます。

県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させます。

県議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うします。

〈議員の写真について〉

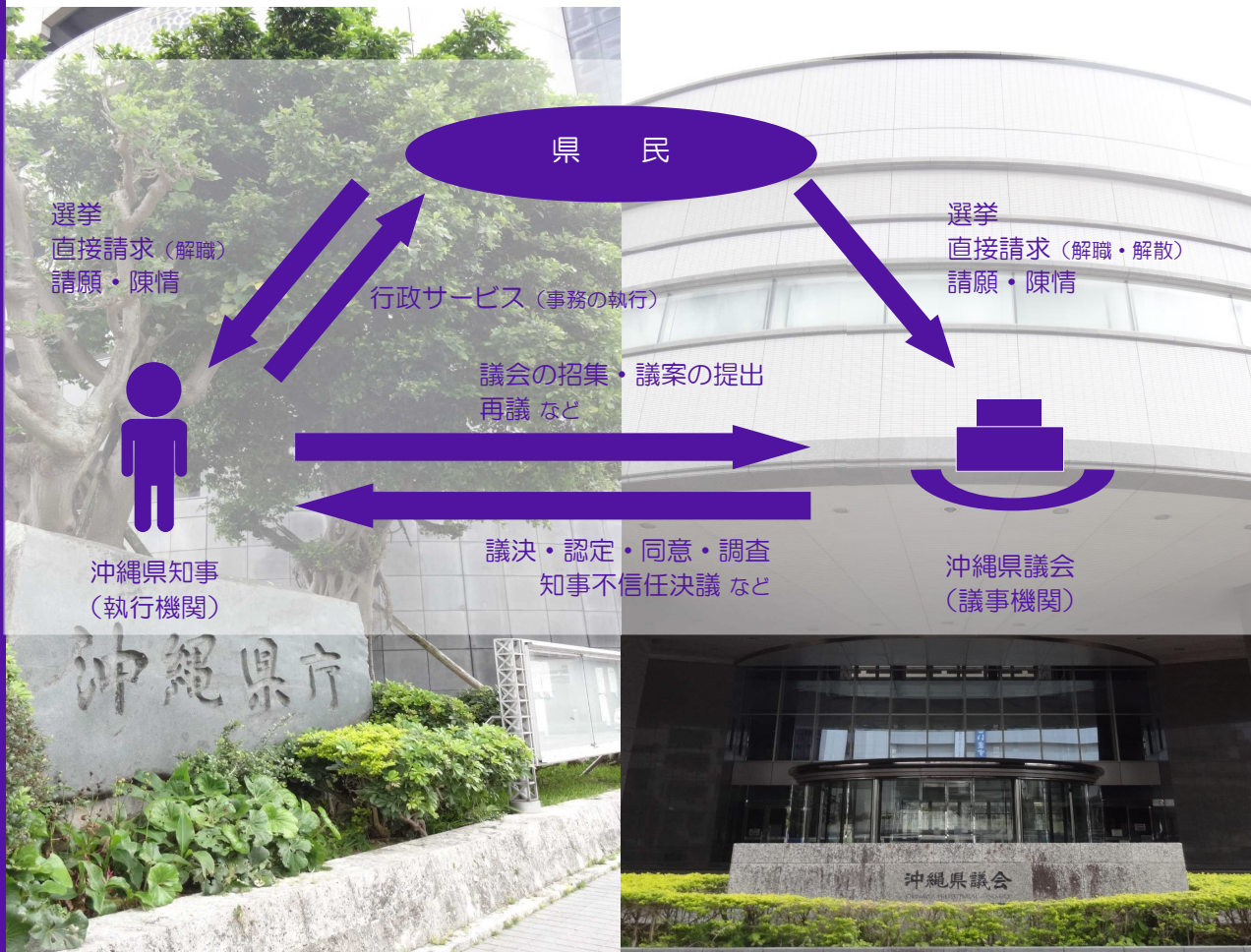
この刊行物に掲載されている議員の写真は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に講じた上で、広報用写真の撮影時に限りマスクを外して撮影したものを使用しています。

〈会派の略称表記について〉

紙面の都合上、略称で掲載する会派の正式名称は次のとおりです。

ていーだ平和 ていーだ平和ネット 日本共産党 日本共産党沖縄県議会議員団

01  
職務・組織  
Commission  
Organization



沖

縄県議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条の規定により設置された、地方公共団体である沖縄県の議事機関です。

議会は、主に知事から議案として提出される条例の制定改廃、予算、財産の取得処分、訴訟の提起等について議決する（議決権）ほか、知事から毎年度提出される決算の認定、知事が任命する副知事等の選任についての同意、県の活動について関係人の出頭や資料の提出要求などによる調査の実施（いわゆる百条調査権）、関係機関への意見書の提出、知事に対する不信任決議等を通して、県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二代表制の一翼を担う議会の役割と責務を果たし、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力してまいります。

日本国憲法 第93条第1項

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方自治法 第89条

普通地方公共団体に議会を置く。

県議会の組織

